

都市計画課 チェックリスト

都市計画課で確認できる事項をまとめましたので参考にしてください。

羽島市役所 建設部 都市計画課
(本庁舎2階 56番57番窓口)

確認項目

確認項目			
1	都市計画区域	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内	市内全域が都市計画区域です。
2	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	線引きは昭和46年3月31日
3	用途地域	<input type="checkbox"/> 指定なし <input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 建ぺい率()% 容積率()%	田園住居地域、工業地域、工業専用地域はありません。形態規制等については、別紙で確認してください。
4	防火指定	<input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし(口法22条区域)	防火地域はありません。
5	地区計画	<input type="checkbox"/> 指定なし <input type="checkbox"/> 正木北部地区 <input type="checkbox"/> 竹鼻正木地区 <input type="checkbox"/> 正木南部地区 <input type="checkbox"/> 平方第一地区 <input type="checkbox"/> 狐穴第4-1地区 <input type="checkbox"/> 岐阜羽島インター南部地区	着工の30日前までに届出が必要です。また、建築物以外の工作物築造でも届出が必要です。詳しくは都市政策係へお問い合わせください。 インター南部地区の企業進出に関しては総合政策課へお問い合わせください。
6	特別用途地区	<input type="checkbox"/> 特別工業地区 <input type="checkbox"/> 特別業務地区 <input type="checkbox"/> 指定なし	
7	都市計画施設 都計法53条許可 申請	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 都市計画道路(口改良済み <input type="checkbox"/> 未改良) (計画幅員 m 車線 (番号 . . 名称)) <input type="checkbox"/> 区画整理予定地 (名称)	都市計画施設内での建築には、確認申請提出までに、都計法53条許可が必要です。様式は市HPをご確認ください。
8	道路種別 (法42条第1項)	<input type="checkbox"/> (側)第1号道路 <input type="checkbox"/> (側)第2号道路(開発道路 等) <input type="checkbox"/> (側)第3号道路(基準時以前からの道路) <input type="checkbox"/> (側)第5号道路(位置指定道路) <input type="checkbox"/> (側)法42条第2項道路 <input type="checkbox"/> (側)基準法外道路 <input type="checkbox"/> (側)基準法外道路(法43条2項2号許可可能)	建築基準法上の道路種別が未判定の場合、市から県へ判定依頼を行います。結果は3~4週間程度で市より連絡します。 法43条2項2号許可については、岐阜・西濃建築事務所へお問い合わせください。
9	景観法	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> 景観形成促進地域	届出対象行為に該当する場合、着工の30日前までに届出が必要です。
10	屋外広告物	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 屋外広告物を設置する	詳しくは都市政策係へお問い合わせください。
11	国土利用計画法の 届出	<input type="checkbox"/> 市街化区域(2000㎡以上) <input type="checkbox"/> 市街化調整区域(5000㎡以上) <input type="checkbox"/> 該当なし	左記面積以上の土地取引があった場合は届出が必要です。
12	中高層建築物	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 4階建以上	該当すれば近隣説明が必要です。
13	旅館、ホテル建築	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 建築物の用途が旅館、ホテルである	条例による同意が必要です。
14	土地区画整理事業	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 平方第二土地区画整理事業	76条許可申請が必要です。

【注意】この表は一般的な確認項目を示したものです。条件によっては他に必要な事項が生じる場合があります。

≪羽島市役所内の建築関連相談窓口≫

確認項目		担当窓口	場所	
埋蔵文化財	・埋蔵文化財包蔵地の確認	生涯学習課	本庁舎 3階93・94番	
道路関連(市道)	・道路幅員、道路名称 ・自費工事申請 ・32条同意、協議 ・道路帰属	土木 監理課	本庁舎 2階 58・59番	
排水 (桑原輪中管内)	・法定外公共物 ・排水関連			羽島用水土地改良区 の管轄あり。
公拓法	・公有地の拡大の推進に関する法律関連			
農地転用	・農地転用関連	農業委員会	本庁舎 2階51・52番	
農業振興地域	・農業振興地域関連	農政課	本庁舎 2階53・54番	
上下水関連	・上下水道埋設位置 など	上下水道部	本庁舎 2階 60番	
特定施設設置届 (騒音、振動)	詳しくは担当課へお問い合わせください。	生活 環境課	本庁舎 2階 71番	
浄化槽設置補助	詳しくは担当課へお問い合わせください。			リサイクル法は岐阜・西濃 建築事務所へ提出。
工場立地法	詳しくは担当課へお問い合わせください。	商工観光課	本庁舎 2階 55番	
自治会関連	詳しくは担当課へお問い合わせください。	市民協働課	本庁舎 3階86・87番	
消防法	詳しくは担当課へお問い合わせください。 ☎(代)058-392-2601	消防本部 総務課 予防課	消防本部 2階	
ハザードマップ	詳しくは担当課へお問い合わせください。	危機 管理課	情報防災庁舎 1階	

≪市役所以外の関係機関≫

確認項目		担当窓口	場所
建築確認申請 開発許可 調整区域内の建築相談 道路位置指定 建築工事届 岐阜県建築基準条例 福祉のまちづくり条例 省エネ法 長期優良住宅 建設リサイクル法 バリアフリー法 その他建築関連相談	羽島市の特定行政庁は岐阜県となります。お問い合わせは 県の担当部署である岐阜・西濃建築事務所までお願いしま す。 ☎(代)0584-73-1111	岐阜・西濃 建築事務所	西濃総合庁舎 3階 (大垣市)
河川法	河川管理者までお問い合わせください。	問い合わせ先は別紙をご覧 ください。	
県道	岐阜土木事務所までお問い合わせください。 ☎058-214-9602	岐阜土木事 務所 施設管理課	ふれあい会館 8階
水路(羽島用水管轄)	羽島用水土地改良区までお問い合わせください。 ☎058-388-2626	羽島用水土 地改良区	笠松町
都市ガス	詳しくは東邦ガス㈱までお問い合わせください。		

【注意】この表は一般的な確認項目を示したものです。条件によっては他に必要な事項が生じる場合があります。